3 (1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、ベトナム社会主義共和国の関係法令に従って、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年九月十五日に東京で

ベトナム社会主義共和国

計画・投資大臣

ブイ・クアン・ヴィン閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年九月十五日に東京で

ベトナム社会主義共和国

計画・投資大臣

ブイ・クアン・ヴィン閣下

日本国特命全権大使　深田博史

○外務省告示第三百四十四号

平成二十七年九月二十一日にジュバで、ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する平成二十五年一月十七日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換が南スーダン共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十四億五千四百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　紀谷昌彦在南スーダン大使

南スーダン側　バルナバ・マリアル・ベンジャミン外務・国際協力大臣

平成二十七年十月六日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法第百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十七年九月十日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から同年十一月二十四日までの間に到来するものについて、同月二十五日とする。

平成二十七年十月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久